

函 農 林

令和 8 年（2026 年）2 月 1 8 日

経済建設常任委員会委員各位

農 林 水 産 部 長

函館市鳥獣被害防止計画(第 6 期)(変更案)および函館市ヒグマ  
ゾーニング計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)手  
続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント(意見公募)手続の実施によ  
り提出された市民等からの意見の概要とその意見に対する市の考え方  
について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきます  
ので、よろしくお願いいたします。

記

1. 意見提出者数／意見の数

個人 3 人／9 件

2. 修正の有無

無

3. 公表の時期

令和 8 年 2 月 1 8 日

4. 公表する資料

函館市鳥獣被害防止計画(第 6 期)(変更案)および函館市ヒグマ  
ゾーニング計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)手  
続の実施結果について

(農林水産部農林整備課)

函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（変更案）および函館市ヒグマゾーニング計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施結果について

案 件 名	函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（変更案）および 函館市ヒグマゾーニング計画(案)
募 集 期 間	令和8年（2026年）1月7日（水）～2月6日（金）
担 当 課	函館市農林水産部農林整備課
意見提出者数	個人 3人（9件）

○函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（変更案）および函館市ヒグマゾーニング計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

※意見の概要については、原文を要約して載せています。

函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（変更案）について

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>本計画を実効性あるものとするためには、補助金を活用し見直すこととしている。計画の管理・運営や分析を担う専門人材（技術職を含む）の確保が不可欠であると考えますが、人材体制の強化についての記載が必要ではないか。</p> <p>エゾシカ・ヒグマ被害対策として、電気柵に加え、実績のある野生動物撃退装置のような、維持管理コストの少ない機器について、試験的に導入を検討してはどうか。</p>	<p>近年、野生鳥獣管理の対応は高度化しており、専門的な知見をもたなければならないことは重要な課題であると考えますが、人員配置については市全体の組織運営を踏まえた検討が必要なことから、本計画での具体的な明記は難しいものと考えております。今後北海道や専門機関と連携を密にし、必要な専門性をもとに体制整備に努めることとします。</p> <p>なお、野生動物撃退装置については、市内農業者による導入事例があり、設置場所における効果の聞き取り調査・検証をしております。</p>

函館市ヒグマゾーニング計画(案)について

No.	意見の概要	市の考え方
2	<p>各ゾーンの定義の表にある利用の状況に具体的にコア生息地(登山, 山菜採), 緩衝地帯(登山, 山菜キノコ採, 溪流釣)などと記述が欲しい。</p>	<p>ヒグマゾーニング計画は, ヒグマの生息状況や地形, 土地利用の状況等を踏まえ, 区域ごとの管理の考え方を整理することを目的としたもので, この中でコア生息地は, ヒグマの安定的な生息を確保する観点から設定しており, 日常的に人の立入りを想定している区域ではありませんが, 例外的な一例として「(登山など)」を明示したものです。</p>
3	<p>ヒグマゾーニング計画において「コア生息地」に私有地や家屋が含まれ, 定期的な維持管理や居住が行われている区域があることから, 当該部分については緩衝地帯への見直し, 又は準緩衝地帯のような中間的区分を設け, 住民への安全対策や情報提供方針を明確にすべきではないか。</p>	<p>ヒグマゾーニング計画における「コア生息地」は, 森林の連続性や植生の自然性, ヒグマの生息状況, 地形, 土地利用等を総合的に踏まえた区分となっています。なお, コア生息地内に家屋や施設が存在する場合もありますので, 出没状況や利用状況に応じ適宜, 運用を見直し, 引き続き安全確保を図ってまいります。</p>
4	<p>ヒグマの頭数推計については近年の他地域の事例を踏まえ, 推計精度の定期的な検証と, それに伴う計画見直しの目安となる期間を設定すべきと考える。</p>	<p>本計画のゾーニング管理は, 北海道, 市, 警察, 狩猟団体が各ゾーンにおける適切な対応や対策について共通認識を持ち, 各状況を整理することで, 迅速な判断や効果的な人員・資材の配分を行うことを目的として策定したものです。今後, 北海道ヒグマ管理計画(第2期)の改訂や関係法令の改正等があった場合には, 北海道の検証結果を踏まえ必要に応じ本計画の見直しを柔軟に行う考えです。</p> <p>なお, ヒグマの個体数推計については, 北海道ヒグマ管理計画(第2期)に基づき, 北海道が主体となって実施しています。</p>

5	<p>コア生息地から緩衝地帯にかけて、出没状況や捕獲の取組、追い払い手法等に関する定期的な情報提供の充実を検討いただきたい。</p>	<p>コア生息地から緩衝地等の出没情報等につきましては、迅速にひぐまっぷに登載するため、通報者や関係者から正確な位置情報を得るよう努めるほか、捕獲が必要となった場合は、地域住民や地区で活動する方に対し、ヒグマの歩行経路や要因などを考慮し、その地区に応じた出没状況に関する情報提供と被害防除の方法や追い払いの方法などをお知らせします。</p>
---	--	--

函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（変更案）および函館市ヒグマゾーニング計画(案)共通・その他について

No.	意見の概要	市の考え方
6	<p>函館市鳥獣被害防止計画およびヒグマゾーニング計画の運用にあたり、農業分野に限らず、教育、防災、観光、スポーツイベント等に影響が及んでいる現状を踏まえ、関係部局が連携した部局横断的な体制を明確に位置付けてはどうか。</p>	<p>ヒグマ対策については、農業被害への対応にとどまらず、教育、防災、観光、スポーツイベントなど、市民生活のさまざまな場面に影響を及ぼしているとのご指摘は重要な視点であると受け止めています。</p> <p>本市では、ヒグマの出没が確認された際には、出没箇所や周辺状況を鑑みながら、関連部局と連携し、情報共有を図り、対応を行っているところです。</p> <p>今後も関係部局間の連携を継続しつつ、市民生活全体の安全に関わる課題であることを踏まえ、状況に応じた適切な対応に努めてまいります。</p>

7	<p>ヒグマ出没時の対応について、出没地点周辺の住民が取るべき行動や避けるべき行動を簡潔に整理した共通資料を整備し、担当地域職員による訪問時や説明時に活用すべきではないか。</p> <p>現在、市ホームページやSNS、防災無線、戸別訪問等による周知が行われているものの、高齢者世帯の増加により、口頭のみでは十分に伝わりにくい場面もあることから、書面等による明確な情報提供が必要と考える。</p>	<p>ヒグマ出没時における周辺住民の皆様への情報提供については、市ホームページやSNS、防災行政無線、出没地点周辺での戸別訪問による声かけなど、状況に応じた周知を行っております。また、「何に注意すべきか」「どのような行動を避けるべきか」といった点については、啓発パンフレット等を活用し、町会等を通じた配布を行うなど、紙媒体による周知も実施しております。</p> <p>これらの取組については、出没状況や危険性の程度を踏まえ、必要に応じて段階的に実施しており、高齢者の方にも理解しやすいよう、分かりやすい資料の活用に配慮しながら、適切な情報提供に努めてまいります。</p>
8	<p>旧市内の公共施設や学校等で実施されている専門家による説明や訓練の知見について、東部4支所や石崎、白石、古川町など、ヒグマとの遭遇が懸念される地域を中心に、地域町会に限らず一般住民にも共有できる仕組み（説明会や資料配布等）を検討してはどうか。</p> <p>説明会の実施にあたっては、専門家の負担軽減の観点から、リモート開催の活用も併せて検討することが必要と考える。</p> <p>現在、地域町会以外の一般住民との意見交換の場が想定されていないとの指摘もあり、また計画への住民参加の実感を高めるためにも、一般住民との直接的な情報共有・意見交換の機会が必要と考える。</p>	<p>公共施設や学校等で実施している専門家による説明や訓練で得られた知見について、地域の一般住民の皆様にも共有すべきとのご提案は、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p> <p>なお、専門家による知見については北海道との連携の中で情報共有しており、広く一般市民への周知を図る際は最新の情報を取り入れながら適切な情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、専門家と個別に意見交換を行う場を新たに設けることについては、北海道や学識経験者との調整が必要となることから、引き続き検討してまいります。</p>

9	<p>ヒグマ出没情報の通報体制について、位置情報の精度と迅速性の向上を図る観点から、スマートフォン等を活用した地図投稿型の仕組みの導入も検討してはいかがか。</p>	<p>ヒグマの出没情報については、市民からの通報内容を確認のうえ、ひぐまっぷ等を通じて情報共有を行っています。現在は迅速な情報共有を優先した運用を行っていますが、表示精度の向上については、引き続き事業者と協議してまいります。</p> <p>また、情報発信にあたっては、不確かな情報または確認が十分でない情報が混在した場合に混乱を招くおそれがあることから、正確性を保つことが必要であり、スマートフォン等を活用した地図上での通報手法を取り入れることについては、現状では難しいことと考えております。</p>
---	--	--

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
お問い合わせ先	<p>函館市農林水産部農林整備課  TEL：0138-21-3344  FAX：0138-21-3585  E-mail:nourinseibi@city.hakodate.hokkaido.jp</p>